

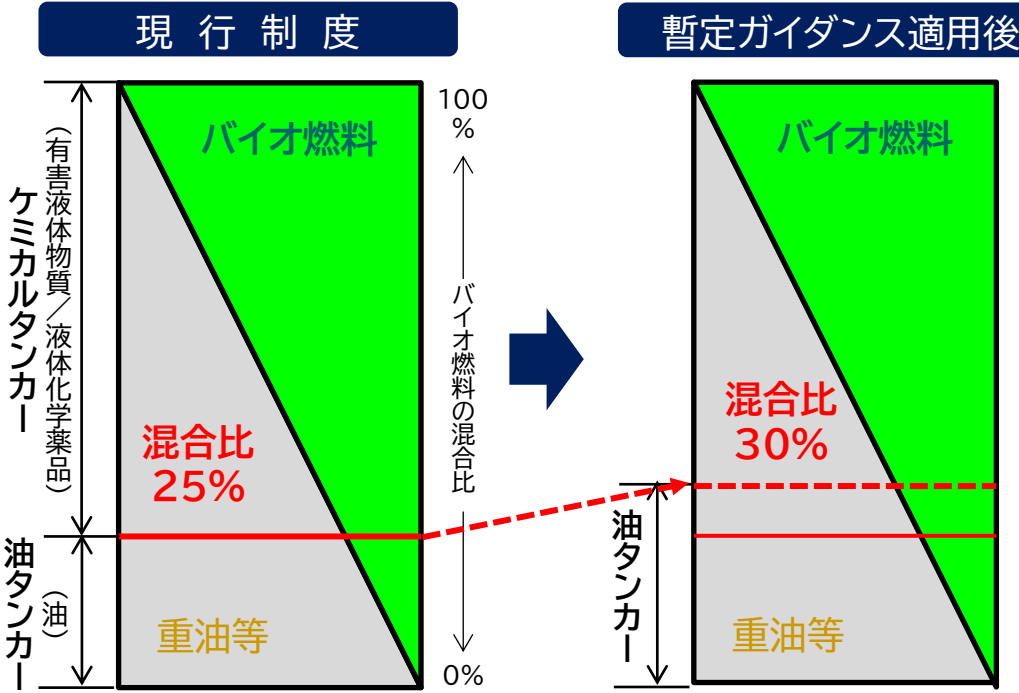
船舶用バイオ混合燃料の輸送に関する 暫定ガイダンスを受けた制度変更について

海事局 海洋・環境政策課
令和7年11月

バイオ燃料混合比の拡大について(重油燃料バンカリング船25→30%)

- 船舶用バイオ燃料混合油の貨物輸送では、バイオ燃料の混合割合25%を境に、25%を超えるものは、「有害液体物質/液体化学薬品」として運送し、25%以下は油扱いで運送することが規定※。
- ※国内:危険物船舶運送及び貯蔵規則等、海洋汚染等防止法、国際:国際バルクケミカルコード(IBCコード)
- 2025年4月開催の第83回海洋環境保護委員会(MEPC)にてバイオ燃料(FAME等)の混合割合が体積比で25%を超え、30%以下の燃料油(以下、B30混合油)のバンカリングを油タンカーでの輸送が可能とする「従来のバンカリング船によるバイオ燃料混合油輸送に関する暫定ガイダンス(以下、暫定ガイダンス)」が承認。
- 今般、暫定ガイダンスのGHG排出削減に資する趣旨に鑑み、船舶の技術基準等を改定。

貨物輸送の場合の制度比較※



ケミカルタンカーと油タンカーの貨物輸送における主要な比較

	ケミカルタンカー (有害液体物質/液体化学薬品)	油タンカー (油)
船体構造	2重構造。外板と貨物タンクの離隔距離は油タンカーより大。	2重構造等。外板と貨物タンクの離隔距離はケミカルタンカーより小。
素材材質	貨物タンク等は、耐腐食メッキ鋼材、ステンレス等が必要。	貨物タンク等は、鋼材が必要。
排出規制	ストリップング装置等で処理後、1ppm等以下で海洋排出。	油分濃度計を用い、積載量の3万分の1以下で海洋排出。

※船内で燃料として利用する場合には、混合割合による制限無いが、バイオ燃料混合油を貨物輸送として運送する場合に、25%を境に船舶に求められる設備が変わる。

暫定ガイドンスを受けた対応

- B30混合油は、物性上は有害液体物質/液体化学薬品(以下、ケミカル)と位置づけられており、油タンカーで輸送を行うには、船舶検査及び船舶検査証書の書換を経て、緩和するものとする。
- B30混合油の輸送は他船に燃料を補給することのみを目的としたものに限る。
- B30混合油を含む水バラスト等は陸揚げすることとし、海洋に排出しないことを定めた規定を制定し、船内に備えおくこと。

1. 船舶検査及び船舶検査証書の書換

船 舶 検 査 証 書	
船 種 及 び 船 名	
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	
船 籍 港 又 は 定 係 港	
総トン数又は船舶の長さ	
用 途	液体化学薬品ばら積み船 兼 油タンカー
船 舶 所 有 者	
有 効 期 間	ま で
航行上の条件	
航行区域又は従属制限 (国際航海に従事する船舶にあっては、その旨)	
最大搭載人員	液体化学薬品ばら積み運送は他船への供給を目的とした運送に限る。 貨物艙には以下の液体化学薬品以外の液体化学薬品をばら積みの貨物として積載することを禁止する。

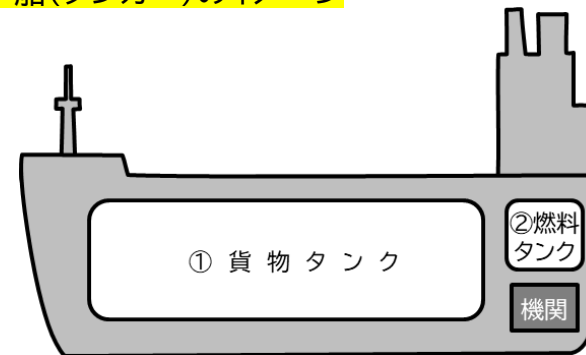
用途欄
の書換

航行上の
条件欄に
追記

2. 海洋への排出の禁止(規定の制定と備え置き)

- 暫定ガイドンスでは、B30 混合油用に承認された油排出監視装置(ODME)がない場合、全ての残渣、タンク洗浄物を陸上に排出する事を条件とすることが定められている。
- 現状、B30混合油用に承認されたODMEが無いことを鑑み、B30混合燃料を含む水バラスト等は海洋排出をしないことを条件とする。

バンカリング船(タンカー)のイメージ



B30を油タンカーでバンカリングする際の対応事項

- 暫定ガイダンスにおいては、IBCコード及びMARPOL附属書Ⅱの変更が行われず、B30混合油は引き続きケミカルに位置づけられる。(今回緩和される技術基準は船舶に対して油タンカー準拠とするもの)
- ケミカル輸送に伴う資格者等の選任は、暫定ガイダンスを受けた今回の制度変更の対象外であり、引き続き規定が適用されることに注意が必要。

ケミカル輸送として引き続き必要な措置

1. ケミカル輸送の関わる資格

	危険物等取扱責任者(液体化学薬品)	有害液体汚染防止管理者
根拠法	船員法	海洋汚染等防止法
設置義務	区域が「平水区域」以外で液体化学薬品を輸送する船舶 (平水区域の船舶は対象外)	総トン数200トン以上の船舶で有害液体物資を輸送する船舶 (総トン数200トン未満の船舶は対象外)

2. その他の対応

- ✓ 有害液体物質の排出基準 → 前ページ記載の通り、暫定ガイダンスにより排出禁止
- ✓ 有害液体物質記録簿の備付け等(全船:トン数による制限無し)
- ✓ 有害液体汚染防止規程の備置き(総トン数150トン以上)
※海洋汚染防止規程上、当該船舶が、油濁防止規程と有害液体汚染防止規程の2つの適用を受ける場合は、油濁汚染防止規程1つで可



B25以下を輸送

→ 油記録簿に記録

B25を超え、B30以下の
混合燃料を輸送を輸送

→ 有害液体物質記録簿に記録

(参考)書換申請書(短期間) 記載例

第4号様式(第31条関係)

船舶検査申請書

〇〇運輸局長 殿

令和7年10月 日

船舶管理人

申請者の氏名又 〇〇県〇〇市〇〇

は名称及び住所 株式会社〇〇〇〇

代表取締役〇〇〇〇

下記の船舶について、臨時検査を受けたいので、船舶安全法施行規則第31条第1項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名又は名称及び住所		船舶管理人 〇〇県〇〇市〇〇 株式会社〇〇〇〇			
船種及び船名		船 〇〇〇〇丸	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号		XXXXXXX
船籍港又は定係港		〇〇県〇〇市	総トン数		XXX トン
船舶の長さ		XXメートルXX	用途		液体化学薬品ばら積船兼油タンカー
船質	鋼	国際航海に従事する船舶であるかどうかの別	否	船舶安全法第8条の船舶であるかどうかの別	否
航行区域(従業制限)		〇〇区域			
最大搭載人員		旅客 0 人 船員 人 その他の乗船者 人 計 人			
満載喫水線の位置		無線電信等の施設を要する船舶であるかどうかの別		否	
制限気圧		揚貨装置の制限荷重、制限角度及び制限半径			
検査を受けようとする期日		令和7年10月	検査を受けようとする場所		〇〇港
備考		別紙による			

別紙	バイオ燃料混合油を臨時に運送することによる用途及びその他の航行上の条件の変更。 引火点が摂氏60度以下の油の積載を禁止する。 液体化学薬品のばら積み運送は他船への供給を目的とした運送に限る。 液体化学薬品のばら積み運送については、以下のものに限る。 ・脂肪酸メチルエステル及び重油又は軽油の混合物(脂肪酸メチルエステルの体積が25%を超え30%以下のものであって、引火点が60℃を超えるものに限る。) ・植物油及び重油又は軽油の混合物(植物油の体積が25%を超え30%以下のものであって、引火点が60℃を超えるものに限る。)
----	---

【B30混合油運搬を検査申請時の備考欄記載例】

バイオ燃料混合油を臨時に運送することによる用途及びその他の航行上の条件の変更。

引火点が摂氏60度以下の油の積載を禁止する。

液体化学薬品のばら積み運送は他船への供給を目的とした運送に限る。

液体化学薬品のばら積み運送については、以下のものに限る。

・脂肪酸メチルエステル及び重油又は軽油の混合物(脂肪酸メチルエステルの体積が25%を超え30%以下のものであって、引火点が60℃を超えるものに限る。)

・植物油及び重油又は軽油の混合物(植物油の体積が25%を超え30%以下のものであって、引火点が60℃を超えるものに限る。)